

地区	群	A	B	C	盲・聾・養護 (A群)
相 双		浪江(津島) 富岡(川内) 相農(飯館) 新地 双農	双葉 浪江 富岡 小高工 小高商	相馬 相女 原町 相農	富岡養

### (3) 管理主事・指導主事の駐在配置

教育事務所	管理主事	指導主事
県北教育事務所	○	○
県中教育事務所	○	○
県南教育事務所		○
会津教育事務所	○	○
いわき教育事務所	○	○
相双教育事務所	○	○

### (4) 教頭複数制

#### ① 教頭複数制採用の理由

ア 近年高等学校の規模が大きくなり、それに伴い教職員数も小・中学校と比較にならぬ100名を越える学校もあり、更に職業科にあっては学校の近代化、施設充実の要望から実習地や各機械室等の施設面の増加等いちじるしいものがある。このような学校の実態に対してこれらを管理する管理職者は依然として校長・教頭の2名である現状では、じゅうぶんなる学校管理の効果を期待し得ないので教頭を新たに1名増加することによって学校管理の効率的運営を期することとした。

イ また、近年高等学校における教育内容が多様化するとともに、これに対応する管理体制、特に職業科においては職業専門の教師を教頭として、専門的分野において校長を補佐することが必要である。

#### ② 教頭の地位及び職務

##### 教頭の地位

昭和49年9月から施行された学校教育法一部改正により、教頭の地位は法律化され、その職務権限が明らかにされた。これに伴って福島県立学校の管理運営に関する規則の一部改正を行い、校長職務の代決及び代理順位の報告を規定したところである。

#### ③ 複数教頭の分掌

教頭複数制採用の理由に述べたごとく、学校管理の効率的運営充実を期する目的からそれぞれ各学校の実態に即して、校長が命ずることになっている。いま一例をあげれば、教務等の学校管理を総括する教頭のほかに、普通高校にあっては、生徒指導担当教員を直接指揮監督する教頭、工業高校にあっては、工業関係に精通し工業教育に専門的知識を有する教頭をあて、各科の管理面の充実を期する等それぞれ特色ある運営を行っている。そして、これらいわゆる複数教頭制をとる学校にあっては、校務運営上重要な問題についてそれぞれ両者協議し、協力して学校管理の充実を期している。

#### ④ 実施基準の経過

#### ア 昭和44年度

(ア) 1学年10学級以上の全日制普通科高校

(イ) 1学年8学級以上の全日制職業科高校

#### イ 昭和45年度

(ア) 1学年9学級以上の全日制普通科高校

(イ) 1学年7学級以上の全日制職業科高校

#### ウ 昭和47年度

(ア) 1学年8学級以上の全日制普通科高校

(イ) 1学年7学級以上の職業科、普通科、理数科等を含む全日制高校

#### エ 昭和52年度以降

(ア) 1学年8学級以上の全日制普通科高校

(イ) 1学年7学級以上の普通科と職業科を併置する全日制高校

(ウ) 1学年7学級以上の普通科と理数科を併置する全日制高校

(エ) 1学年7学級以上の職業科のみを設置する全日制高校

#### ⑤ 教頭複数制実施校

福 島	福島女子	福島商業	福島農蚕
福島工業	福島西女	福島北	川 俣
保 原	安 達	本 宮	安 積
安積女子	郡山女子	郡山商業	郡山北工
郡 山	須 賀 川	岩瀬農業	白 河
白河女子	白河実業	田 村	船 引
小 野	会 津	会津女子	若松女子
会津工業	田 島	磐 城	磐城女子
平工業	平商業	内 郷	湯 本
小名浜	勿来工業	四 倉	原 町
相馬農業	小高工業		
盲	聾	郡山養護	須賀川養護

## 3 学校の設置及び統廃合

— 公立高等学校の設置・廃止等(昭和61年度) —

### (1) 学 級 増

課 程	学 校 名	内 容
全 日 制	福 島 商 業	商 業 科 1 学 級
"	保 原	普 通 科 1 学 級
"	喜 多 方 商 業	商 業 科 1 学 級
"	平 工 業	電 子 科 1 学 級